

社団法人 焼津青年会議所 入会細則

- 第1条 本細則は、社団法人焼津青年会議所会員資格規程の、第3章入会に関する細則である。
- 第2条 会員募集期間は、1月から3月の理事会開催日・4月から6月の理事会開催日・7月から9月の理事会開催日までの3回とする。
- 第3条 会員拡大を担当する委員会は、社団法人焼津青年会議所会員資格規程第6条に基づき、入会資格審査を募集期間中通して行い、その結果を該当する月の理事会に答申する。
- 第4条 入会希望者は、申請時に入会申し込み書類に入会金及び会費を添えて提出しなければならない。尚、理事会に於いて新会員として入会を認められなかった者には、その全額を返金する。
- 第5条 その年のオリエンテーション担当委員会は、青年会議所運動の概要を理解させる為に、新会員期間中にオリエンテーションを行う。
- 第6条 会員拡大を担当する委員会は、オリエンテーション並びに活動状況の結果を理事会に報告する。
- 第7条 新会員としての入会式は、3月の理事会で承認された者は4月の例会・6月の理事会で承認された者は7月の例会・9月の理事会で承認されたものは10月の例会に於いて行い、会員証及びJCバッジを授与する。
- 第8条 新会員の委員会配属は、正会員として承認された翌月1日とする。

附 則

- ◎ 本細則は、設立許可のあった日から施行する。

昭和59年12月 1日施行
平成 4年 8月18日改定
平成 6年11月15日改定
平成 7年 8月17日改定
平成10年 8月18日改定